明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

ロ　信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高のうち、次に掲げる区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

(3)　残存期間別

ハ　三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及びこれらの次に掲げる区分ごとの内訳

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

ニ　一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額（一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金については、次に掲げる区分ごとの期末残高及び期中の増減額を含む。ただし、一般貸倒引当金について次に掲げる区分ごとの算定を行っていない場合には、区分ごとの開示を要しない。）

(1)　地域別

(2)　業種別又は取引相手の別

ホ　業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

ヘ　標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）並びに自己資本比率告示第五十六条の五第二項第二号、第百五十四条の二第二項第二号及び第二百二十四条第一項（自己資本比率告示第百二条、第百四条及び第百十三条第一項において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

ト　内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、スロッティング・クライテリアに割り当てられた特定貸付債権及びマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第百三十条第三項及び第五項並びに第百四十三条第四項に定めるリスク・ウェイトが適用される場合におけるリスク・ウェイトの区分ごとの残高

チ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げるエクスポージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものとする。）

(1)　事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー及び金融機関等向けエクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、ＬＧＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、デフォルトしたエクスポージャーに係る$EL_{default}$を含む。）の加重平均値、リスク・ウェイトの加重平均値、オン・バランス資産項目のＥＡＤの推計値及びオフ・バランス資産項目のＥＡＤの推計値（先進的内部格付手法を適用する場合は、コミットメントの未引出額及び当該未引出額に乗ずる掛目の推計値の加重平均値を含む。）

(2)　ＰＤ／ＬＧＤ方式を適用する株式等エクスポージャー　債務者格付ごとのＰＤの推計値、リスク・ウェイトの加重平均値及び残高